3　資源安全保障室に、室長を置く。
4　企画官は、命を受けて、経済安全保障課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。
（経済協力開発機構室及び企画官）
第三十八条　経済連携課に、経済協力開発機構室及び企画官一人を置く。
2　経済協力開発機構室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに関する外交政策に関すること。
二　対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに関し、日本国政府を代表して外国政府と行う交渉及び協力に関すること。
三　日本国政府を代表して行う経済協力開発機構への参加及び経済協力開発機構との協力に関すること（対外経済関係に関するものに限る。）。
四　日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること（対外経済関係に関するものであって、経済協力開発機構に関するものに限る。）。
五　対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。
3　経済協力開発機構室に、室長を置く。
4　企画官は、命を受けて、経済連携課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。
（海外邦人安全支援室及び邦人援護官）
第四十七条　海外邦人緊急事態課に、海外邦人安全支援室及び邦人援護官二人を置く。
2　海外邦人安全支援室は、海外における邦人の援護に関し、次に掲げる事務をつかさどる。
一～四　［略］

2　企画官は、命を受けて、経済連携課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。
第三十八条　削除

（邦人テロ対策室及び邦人援護官）
第四十七条　海外邦人安全課に、邦人テロ対策室及び邦人援護官二人を置く。
2　邦人テロ対策室は、海外におけるテロ事件その他の重要な犯罪事件に関し、次に掲げる事務をつかさどる。
一～四　［同上］

3　海外邦人安全支援室に、室長を置く。
4　［略］

3　邦人テロ対策室に、室長を置く。
4　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和七年八月一日から施行する。

○文部科学省令第一号
環境省令第一号
経済産業省

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日

文部科学大臣　阿部　俊子
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の特例を定める省令の一部を改正する省令

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の特例を定める省令（令和五年文部科学省・経済産業省・環境省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
特別会計に関する法律施行令附則第七条の二の規定により読み替えて適用する同令第五十二条第一項第二号に掲げる事務は、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令（平成十九年経済産業省・環境省令第四号）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。 一　特別会計に関する法律施行令第五十条第九項第七号及び第八号に規定する補助金の交付に関する事務のうち、科学技術の総合的な振興に係るもの　文部科学大臣 二　（略）	特別会計に関する法律施行令附則第七条の二の規定により読み替えて適用する同令第五十二条第一項第二号に掲げる事務は、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令（平成十九年経済産業省・環境省令第四号）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。 一　特別会計に関する法律施行令第五十条第八項第七号及び第八号に規定する補助金の交付に関する事務のうち、科学技術の総合的な振興に係るもの　文部科学大臣 二　（略）

附　則

この省令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。